

事業協力者の募集要項

－都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通－

平成 26 年 8 月

東京都都市整備局

目次

I 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

- 1 事業協力者募集の目的
- 2 事業の概要

II 事業協力の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

- 1 事業協力者の役割
- 2 範囲
- 3 協定等の締結

III 事業協力者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

- 1 応募の資格及び制限
- 2 応募・選定のスケジュール
- 3 応募手順

IV 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ

- 1 企画提案で求める内容
- 2 提案書

V 企画提案書の提出及び事業協力者の決定・・・・・・・・ 7 ページ

- 1 企画提案書の提出
- 2 事業協力者の選定及び決定

添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

- <別紙> 応募選定の流れ
- <様式1> 応募登録書
- <様式2> 事業協力者応募申込書

I 総則

1 事業協力者募集の目的

勝どき・晴海・豊洲・臨海副都心などの地区は、2020年のオリンピック・パラリンピック大会の競技会場、選手村などが予定されていることや、MICEの誘致や国際観光拠点の強化など、先駆的な取組を採り入れた新たな東京の顔として発展が期待されています。

都は、2014年8月29日に公表した「都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通に関する基本方針」に示したとおり、同地域において今後大幅な交通需要の増加が見込まれると認識し、需要に見合った公共交通の整備に向けて具体的な検討を進めることとしました。

この検討を早期に効率的に進め、より実現の可能性を高めるためには、実際にこの地域で公共交通を運営することに意欲のある事業者の声を積み上げていくことが必要と考え、事業協力者として募集することとしました。

事業協力者には、利用者の利便性が高く、目標年次までに着実に実現可能な計画の提案を求めることはもとより、新たな東京の顔としてふさわしい新技術の導入や先駆的な運営・デザイン等を積極的に採り入れること、地域交通とのネットワーク形成、周辺土地利用との調和、地球環境への配慮などにも取り組んでいただくことを期待しています。

2 事業の概要

「都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通に関する基本方針」に基づき、都心と勝どきから臨海副都心に至る地域を結ぶ、主にBRTに代表される中規模な交通機関を想定しています。

なお、詳細な交通機関（モード）、ルート、サービスレベル（運行、施設、料金等）の設定については、事業協力者の提案に基づき検討を進めることとします。

発着施設については、都心部では既存施設及び現在開発中の施設を中心に検討を進めますが、事業協力者による新たな提案を排除するものではありません。

臨海副都心及びその経路上にある地区においては、新たに乗降施設等を設けるものとして検討を行ってまいります。

運行（経営）については、運行及び施設管理を運行事業者自らの経営で行って

いただきます。東京都の出資による第3セクターの設立などは予定していません。

運行に至るまでの事業（乗降場を例とする「インフラ整備」及び車両調達を例とする「インフラ外整備」）についての事業スキーム（役割と費用負担）は、事業協力者及び関係機関との協議の中で決定していく予定です。

都は、当該地域と交通機関の継続的な発展及び運行に資するよう、必要な整備に協力することを検討するとともに、関係機関などとの調整を行います。

また、必要に応じ、事業協力者及び関係機関を構成員とする協議会を設置し、当該地域の公共交通網の整備計画を策定することも視野に検討を進めて参ります。

II 事業協力の内容

1 事業協力者の役割

事業協力者は運行事業者が決定するまでの間、次の事項の全部又は一部を担うものとし、役割分担については、事業協力者と協議の上、決定する。

- (1) 交通機関の提案に関すること。
- (2) ルートに関すること。
- (3) 交通需要の算定に関すること。
- (4) サービスレベル（車両、運行、料金、施設）の設定に関すること。
- (5) 各管理者との協議
- (6) 収支計画の策定に関すること。
- (7) 運行に必要な諸手続に関すること。
- (8) その他提案による協力

2 範囲

おおむね下記の範囲を検討対象として計画するものとします。

都心側：東京駅付近からおおむね新橋・虎ノ門付近までの範囲

臨海部：勝どき・晴海・豊洲・臨海副都心

3 協定等の締結

事業協力者には、都市整備局と事業協力の目的、内容、役割等に関して協定を締結していただきます。協定の内容は別途協議します。

また、協定に基づき事業協力に関する業務について、予算の範囲内で業務委託契約を締結することを予定しています。

Ⅲ 事業協力者の募集

1 応募の資格及び制限

(1) 応募資格

将来、運行事業者として必要な資力・信用を有する者で、次の各号に当てはまる法人又は法人グループ

【運営に関する要件】

- ・ 提案する交通機関を運行する意思のある者
- 又は
- ・ 提案する交通機関の運行事業経験がある者

【技術的要件】

- ・ 運行に関し、新技術を積極的に導入する意思のある者
- ・ 提案する公共交通に関わる計画・調達経験がある者

(2) 応募の制限

単独又は 1 グループのいずれかで申し込むものとし、重複して申し込むことはできません。

また、応募者は、次に掲げる全ての事由に該当しない者であることとします。応募者が共同体を構成する場合は、構成する全ての者が該当しないこととします。

- ア 当該法人の代表権をもつ役員が、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者
- ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続開始の申立てを受けた者又は申立てをした者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づき指名停止を受けている期間中である者
- オ 東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する者

2 応募・選定のスケジュール

平成 26 年 9 月 10 日 (水)	応募登録書の提出期限 (※消印有効)
平成 26 年 9 月 26 日 (金)	企画提案書の提出期限
平成 26 年 9 月 29 日 (月) ~ 同年 10 月 3 日 (金)	プレゼンテーション・ヒアリングの通知
平成 26 年 10 月 6 日 (月) ~ 同月 10 日 (金)	企画提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリング
平成 26 年 10 月 17 日頃	事業協力者の選定
平成 26 年 10 月 31 日頃	協定締結

3 応募手順

(1) 応募参加表明の受付

参加を希望される方は、応募登録書〈様式 1〉に所要事項を記入し、受付期間内に下記の住所へ郵送してください。

共同で参加希望を表明される方は、各社ごとに記入したものを同封し、代表の方が郵送してください。

登録書の提出は、応募のための要件とします。なお、登録書を提出した法人名は公表しません。

・受付期間 平成 26 年 8 月 29 日 (金) ~ 同年 9 月 10 日 (水)

※郵送のみの受付とします。(9 月 10 日(水)消印有効)

(2) 質問及び回答

応募に関する質問は下記にて受け付けます。

なお、応募状況・審査内容に関する質問、プレゼンテーション・ヒアリング実施後の質問については受け付けません。

東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当 担当：腰塚、山岸

・住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第二本庁舎 22 階南側

・電話 03 (5388) 3304

・メール S0000178@section.metro.tokyo.jp

IV 企画提案書

1 企画提案で求める内容

Ⅱ-2 に示す範囲の中で、提案者がルート、交通機関、乗降場等の設定をするものとします。

また、提案に当たっては、次の事項に配慮してください。

- (1) 目標年次までに運行可能な計画であること。
- (2) ルートや乗降場などは、現状及び将来の交通状況、周辺の土地利用状況、周辺交通ネットワーク、環境などを考慮したものであること。
- (3) 継続性があり、採算性、費用対効果の高い事業内容であること。
- (4) 新技術の導入、先駆的な取組を積極的に採り入れた計画であること。

2 提案書

(1) 都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通事業提案書

運行開始予定を 2019 年度内として、段階的な整備・運行を踏まえ、提案者が設定する交通機関、ルート、運行計画、施設整備計画などを内容とする事業提案をしていただきます。

また、事業提案には、必要な車両などの調達、ルート上の道路構成、乗降場周辺に配置すべき施設、車庫その他整備などに必要なバックヤード施設、新技術の導入などに関する提案も含めてください。

また、提案に際しては、都・関係区の既定計画を参照してください。

(2) 事業協力者の取組事項と実施体制提案書

都が提示するスケジュールに基づき、都と共同して事業化に向けた各種準備を進めていただきます。Ⅱ-1 の各号に示す事項について、事業協力者としてどのように取り組むか、都との役割分担も含めた実施体制について提案していただきます。

(3) 事業実施に向けた都への要望事項

事業提案に基づき事業化を図る際に必要となる事柄のうち、都による措置が適当と思われる事項（行政手続・補助に関するものを除く。）について記載して下さい。

V 企画提案書の提出及び事業協力者の決定

1 企画提案書の提出

企画提案書は次のとおり提出してください。なお、共同で応募する場合は、代表する法人が提出してください。提出後の事業協力者応募の辞退は原則として認めません。

- (1) 提出日 平成26年9月10日(月)10時~同月26日(金)12時
- (2) 提出場所 東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当
- (3) 提出書類 ア 企画提案書提出届<様式2>
イ 都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通事業提案書
ウ 事業協力者の取組事項と実施体制提案書
エ 事業実施に向けた都への要望事項
オ その他応募者が必要と考える図書一式
- (4) 部 数 各3部
- (5) 提出方法 持参(郵送不可)
- (6) 様 式 A4縦(図面類もA4縦に折り込みのこと。)

2 事業協力者の選定及び決定

審査は、選定委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより行います。プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は応募者に別途お知らせいたします。

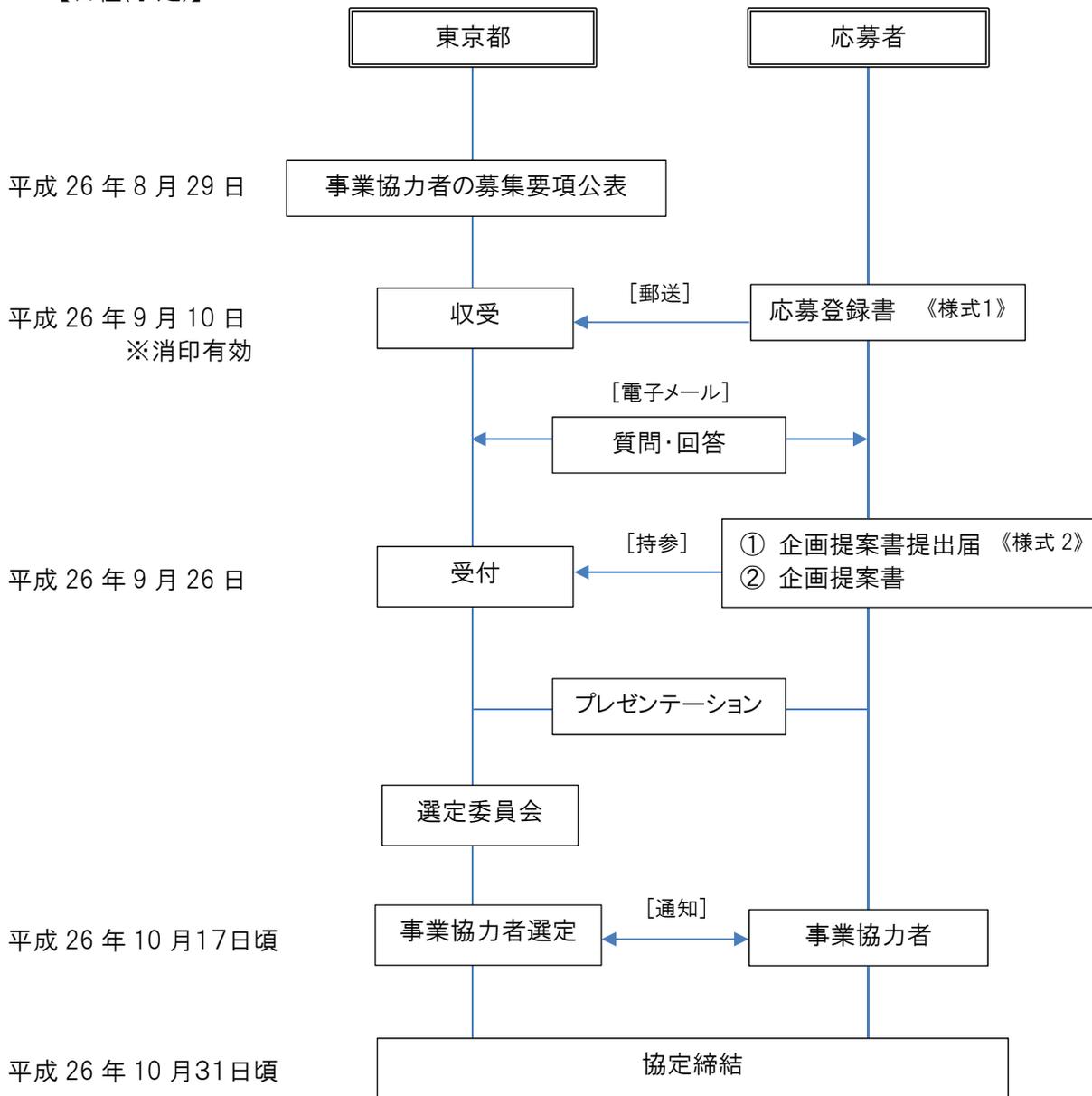
審査は別に都が定める選考評価項目に沿って行い、各応募者から提案された交通機関(モード)ごとに2者以内を事業協力者の候補者として選定します。

都は選定された候補者と協議の上、事業協力者として決定し協定を締結します。

以上

<応募選定の流れ>

【日程(予定)】



様式 1

平成 26 年 月 日

事業協力者応募登録書

東京都都市整備局長
安井 順一 様

当社は、「都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通」における事業協力者に応募します。

企業名	商号又は名称： 所在地： 代表者役職名： 氏 名： 印
担当者	所 属： 役 職 名： 氏 名： 電 話 番 号： メールアドレス：

注意事項：1) 登録書に所要の事項を記入し、郵送して下さい。

2) 共同で参加希望を表明される方は、各社ごとに記入したものを同封し、代表者が郵送して下さい。

様式2

平成26年 月 日

企画提案書提出届

東京都都市整備局長
安井 順一 様

代表会社
住所
名称

当社は、「都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通」企画提案書を別紙のとおり提出します。

企業等の事務担当責任者

所 属	
[役職名] 氏 名	
連絡先	住 所 : 電話番号 : FAX 番号 : メールアドレス :

(※複数会社で応募の場合は、構成員の名称を記入)

構 成 員 住 所
会 社 名
代表者名

住 所
会 社 名
代表者名

(記 入 例)

様式 1

平成 26 年 ○月 ○日

事業協力者応募登録書

東京都都市整備局長
安井 順一 様

当社は、「都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通」における事業協力者に応募します。

企業名	商号又は名称：○○○○株式会社 所 在 地：東京都○○区○○○ 代表者役職名：代表取締役社長 氏 名： ○○ ○○ 印
担当者	所 属： 役 職 名： 氏 名： 電 話 番 号： メールアドレス：

- 注意事項： 1) 登録書に所要の事項を記入し、郵送して下さい。
2) 共同で参加希望を表明される方は、各社ごとに記入したものを同封し、代表者が郵送して下さい。

(記 入 例)

様式 2

平成 26 年 ○月 ○日

企画提案書提出届

東京都都市整備局長
安井 順一 様

代表会社
住所 東京都○○区○○○
名称 ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

当社は、「都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通」企画提案書を別紙のとおり提出します。

企業等の事務担当責任者

所 属	○○○○株式会社△△部××課
[役職名] 氏 名	[△△△] ○○ ○○
連絡先	住 所 : 電話番号 : FAX 番号 : メールアドレス :

(※複数会社で応募の場合は、構成員の名称を記入)

構 成 員 住 所 東京都○○区○○○
会 社 名 ○○○○株式会社
代表者名 ○○ ○○

住 所
会 社 名
代表者名